

「旭川市地域まちづくり推進協議会」の委員募集

地域の課題や特性などを確認し、様々なテーマで意見交換をして、地域の課題解決や活性化を図っていくため「旭川市地域まちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）の委員を募集します。

○旭川市地域まちづくり推進協議会とは？

地域の住民の方々や市民活動団体等が地域の課題について意見を交換し、その課題解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携・協力しながら、地域の特性や魅力を活かしたまちづくりを推進するため、市内15の地域に設置するものです。

○設置地域は？

設置地域は次の15地域です。

<地域名> 中央・新旭川、豊岡、東光、北星、末広、春光、
春光台・鷹の巣、神居、江丹別、永山、東旭川、
神楽、緑が丘、西神楽、東鷹栖

※所管区域は3～4ページ参照。

不明な場合は、各協議会事務局にお問い合わせください。



応募要領

【応募資格】

- ・地域のまちづくりに関心があり、次の要件を全て満たしている方
 - 1 旭川市内に居住又は通勤・通学している方
 - 2 令和8年4月1日現在、年齢が満18歳以上の方
 - 3 旭川市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に3つ以上就任していない方
 - 4 旭川市の市議会議員及び職員でない方

【募集人員】

- ・各協議会2～5人程度（原則として男女各1人以上）
 - ※募集人員の詳細は、各協議会事務局にお問い合わせください。
 - ※公募以外の委員は、住民団体、福祉団体、教育関係団体、商工団体、地域活動団体等で構成します（各協議会の委員数は10人～20人程度）。

【任期】

- ・令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

【会議の開催】

- ・年に5回程度（原則として、夜間又は午後に各地域で開催）

【応募方法】

- ・応募用紙に必要事項を記入の上、各協議会の事務局へ持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
（各地域の事務局及び提出先は次ページのとおりです。応募用紙は返却しません）

【選考方法】

- ・ 応募者が募集人員を上回った場合は、応募用紙に記載された内容により、選考委員会で選考の上、委員を決定します。
- ・ 選考結果は応募者全員に書面で通知します。

【応募期間】

- ・ 令和8年2月15日（日）から令和8年3月15日（日）まで
持参・ファックス、電子メールの場合は期日までに必着、郵送の場合は当日消印有効

【謝礼】

- ・ 出席回数に応じて、交通費程度の謝礼をお支払いさせていただきます。
(所得税等を源泉徴収します。)

【お問合せ・応募用紙提出先】

- 神居まちづくり推進協議会【事務局：神居支所】
〒070-8012 旭川市神居2条9丁目1番19号 (Tel 61-2311、Fax 61-8294)
(E-mail : kamui_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 江丹別まちづくり推進協議会【事務局：江丹別支所】
〒071-1173 旭川市江丹別町中央104番地の28 (Tel 73-2001、Fax 73-2055)
(E-mail : etanbetu_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 永山まちづくり推進協議会【事務局：永山支所】
〒079-8413 旭川市永山3条19丁目4番15号 (Tel 48-1111、Fax 48-3695)
(E-mail : nagayama_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 東旭川まちづくり推進協議会【事務局：東旭川支所】
〒078-8251 旭川市東旭川北1条6丁目2番3号 (Tel 36-1111、Fax 36-2934)
(E-mail : e_asahikawa_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 神楽、緑が丘まちづくり推進協議会【事務局：神楽支所】
〒070-8003 旭川市神楽3条6丁目1番12号 (Tel 61-6191、Fax 61-8293)
(E-mail : kagura_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 西神楽まちづくり推進協議会【事務局：西神楽支所】
〒071-0172 旭川市西神楽南2条3丁目 (Tel 75-3111、Fax 75-3051)
(E-mail : w_kagura_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 東鷹栖まちづくり推進協議会【事務局：東鷹栖支所】
〒071-8104 旭川市東鷹栖4条3丁目 (Tel 57-2111、Fax 57-9094)
(E-mail : e_takasu_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 中央・新旭川、北星、末広、春光、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会
【事務局：地域活動推進課】
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階 (Tel 25-6012、Fax 25-3381)
(E-mail : chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp)
- 豊岡、東光まちづくり推進協議会【事務局：東部まちづくりセンター】
〒078-8233 旭川市豊岡3条3丁目5番10号 (Tel 33-1110、Fax 33-6789)
(E-mail : tobu-machi@city.asahikawa.lg.jp)

地域まちづくり推進協議会所管区域一覧

No.1

各地域協議会名	市民委員会名	所管区域
中央・新旭川	西 地 区	亀吉、曙、曙北、常磐公園、西（2条西～9条西各丁目）、宮下通～9条通1～5丁目（8条通6丁目の一部）
	中 央 地 区	上常盤町、中常盤町、常盤通、宮下通～10条通6～10丁目（8条通6丁目の一部）
	大 成 地 区	宮下通～10条通11～17丁目、宮前1～2条1～2丁目
	新 旭 川 地 区	金星町、東、新富、バルブ町、新星町、大雪通
	朝 日 地 区	2～11条通18～25丁目（1条通24・25丁目、4条通25丁目、11条通23丁目の一部）
豊 岡	豊 岡 地 区	豊岡1～7条1～4丁目、豊岡8～13条1～2丁目（4条通25丁目、11条通23丁目、豊岡8条3丁目の一
	新 豊 岡	豊岡8～15条3・4丁目（豊岡8条3丁目の一部）
	愛 宕 地 区	豊岡3・4・16条7丁目、豊岡5・15条5～7丁目、豊岡6～13条5～9丁目、豊岡14条5～8丁目（豊岡4条5・6丁目、豊岡14条9丁目、豊岡15条8丁目、豊岡11・13条4丁目の一部）
	そ の 他 の 区 域	豊岡4条11丁目、豊岡5～12条10・11丁目、豊岡16条8丁目、東旭川北2条1丁目、東旭川南2条1・2丁目（豊岡4条10丁目、東旭川北1条1・2丁目、東旭川南1条1丁目の一部）
東 光	啓 明 地 区	宮下通18～26丁目、1条通18～25丁目、南1～9条通16～25丁目、南4～9条通26丁目、宮前1条3～5丁目、宮前2条3丁目（1条通24・25丁目、南1条通25丁目、南2・3条通26丁目の一部）
	東 光 地 区	東光1～9条1～4丁目、南1条通26丁目（東光10条2丁目、東光10・11条4丁目、南1条通25丁目、南2・3条通26丁目の一部）
	東 光 南 地 区	東光10～18条1～4丁目（東光10条2丁目、東光10・11条4丁目の一部）
	東 豊 中 央	東光1～9条5・6丁目、豊岡1～3条5・6丁目（豊岡4条5・6丁目の一部）
	東 部 東 光	東光10～25条5・6丁目
	千 代 田	東光1～27条7～10丁目、豊岡1・2条7～10丁目、豊岡3条8～10丁目、豊岡4・5条8・9丁目（豊岡4条10丁目、東旭川町共栄、東旭川町下兵村の一部）
北 星	近 文 東 地 区	川端町6条9・10丁目、川端町7条10丁目、近文町11～23丁目、錦町11～18丁目、緑町12～20丁目（近文町24丁目、錦町19丁目、緑町21・22丁目の一部）
	近 文 西 地 区	旭岡、近文町25丁目、錦町20～24丁目、緑町23～25丁目（近文町24丁目、錦町19丁目、緑町21・22
	川 端 地 区	川端町1～5条各丁目
	北 星 地 区	本町、花咲町1～3丁目、大町1～3条1～7丁目、旭町1～2条1～7丁目（大町1条7丁目、旭町2条7丁目、花咲町4丁目、春光町の一部）
	旭 星 地 区	大町1～3条8～14丁目、旭町1・2条8～14丁目、北門町7～13丁目（大町1条7丁目、大町1・2条15丁目、旭町1・2条15丁目、旭町2条7丁目、北門町14丁目の一部）
旭 星 西 地 区	大町1・2条16～20丁目、旭町1・2条16～21丁目、北門町15～22丁目（大町1・2条15丁目、旭町1・2条15丁目、北門町14丁目の一部）	
末 広	末 広 中 央 地 区	末広1～8条1～3丁目、末広東1～3条1～3丁目（春光1・5・6条9丁目、末広8条2・3丁目の一部）
	末 広 地 区	末広1～7条4～12丁目
	末 広 東 地 区	末広東1～3条4～12丁目（末広東2条13丁目の一部）
春 光	春 光 西 地 区	住吉、春光4～6条1～4丁目、春光7条2・3丁目
	春 光 中 央	春光4～7条5～9丁目、春光3条6丁目（春光5・6条9丁目の一部）
	春 光 東 地 区	春光1～3条7～9丁目、花咲町5～7丁目（春光1条9丁目、花咲町4丁目の一部）
春光台・鷹の巣	春 光 台 地 区	春光台1～5条1～5丁目（末広8条2・3丁目、春光台1・3・4条5丁目の一部）
	鷹の巣福祉村地区	末広8条4～12丁目、春光台1～5条6～12丁目（春光台1・3・4条5丁目の一部）
神 居	神 居 中 央 地 区	高砂台、神居町富岡、神居1～9条1～10丁目（神居町神岡、神居町富沢の一部）
	神 居 東 地 区	神居1～5条11～21丁目、神居6条11～19丁目、神居7条11～18丁目、神居8条11～17丁目（神居町神岡、神居町富沢の一部）
	台 場 地 区	神居町台場、台場東、台場
	神 居 雨 紛 地 区	神居町雨紛、神居町上雨紛、神居町共栄、神居町神華
	西 神 居 地 区	神居町神居古潭、神居町西丘、神居町豊里
忠 和 地 区	南が丘、神居町忠和、忠和	
江 丹 別	江 丹 別 地 区	江丹別町拓北、江丹別町中央、江丹別町富原、江丹別町中園、江丹別町西里、江丹別町芳野、江丹別町
	そ の 他 の 地 域	江丹別町嵐山、江丹別町春日、江丹別町共和
永 山	永 山 第 一 地 区	秋月、流通団地
	永 山 南 西 地 区	永山1～6条1～10丁目
	永 山 南 地 区	永山町2～5丁目、永山7～10条1～10丁目、永山11条1・2丁目、永山12条1～3丁目、永山13条2・3丁目、永山14条3丁目（永山町6丁目の一部）
	永 山 第 三 地 区	永山町7～9丁目、永山1～6条11～16丁目、永山7・8条11～18丁目、永山9条11～16丁目、永山10条11～15丁目、永山北1・2条6～9丁目、永山北3条6～8丁目、永山北4条6丁目（永山町6丁目の一部）
永 山 第 二 地 区	永山町10～16丁目、永山1～6条17～24丁目、永山7・8条19～21丁目、永山北1・2条10～13丁目、永山北3条10・11丁目	
東 旭 川	旭 正 地 区	東旭川町旭正、東旭川町忠別
	東旭川中央地区の一部	工業団地、東旭川北1条3～8丁目、東旭川北2条5～7丁目、東旭川北3条5・6丁目、東旭川南1条2～8丁目、東旭川南2条3・6丁目、東旭川町上兵村（東旭川北1条1・2丁目、東旭川南1条1丁目、豊岡14条9丁目、豊岡15条8丁目、東旭川町共栄、東旭川町倉沼、東旭川町日ノ出、東旭川町下兵村の一部）
	日 の 出 倉 沼 地 区	（東旭川町日ノ出、東旭川町倉沼の一部）
	豊 田 地 区	（東旭川町豊田、東旭川町東桜岡、東旭川町米原の一部）
	桜 岡 地 区	東旭川町桜岡（東旭川町豊田、東旭川町東桜岡の一部）
米 原 瑞 穂 地 区	東旭川町瑞穂（東旭川町米原の一部）	

地域まちづくり推進協議会所管区域一覧

No.2

各地域協議会名	市民委員会名	所管区域
神 楽	神楽本町地区	神楽1条6丁目、神楽2条2～6丁目、神楽3条2～8丁目、神楽4条1～6丁目、神楽5条1～8丁目、神楽6条1～10丁目、神楽7条7～10丁目(神楽2条7丁目、神楽5条9・10丁目の一部)
	神楽宮前地区	神楽岡公園、神楽1条7～12丁目、神楽2条8～12丁目、神楽3・4条9～12丁目、神楽5条11・12丁目(神楽2条7丁目、神楽4条13丁目、神楽5条9・10丁目の一部)
	高野地区	神楽6・7条11・12丁目(神楽6・7条13丁目の一部)
	神楽岡地区	神楽4～7条13・14丁目、神楽岡8条1～4丁目、神楽岡9条1～5丁目、神楽岡10～16条1～9丁目(神楽4・6・7条13丁目、神楽岡9条6丁目の一部)
緑 が 丘	旭 神	旭神、旭神町
	神楽岡東地区	神楽岡1～7条3～7丁目、神楽岡8条5～7丁目、神楽岡9条7丁目(神楽岡9条6丁目の一部)
	緑が丘地区	緑が丘1～5条1～4丁目
	西御料地区	緑が丘南、西御料、西神楽1～4線5～7号(緑が丘東5条2丁目、西神楽1～4線8号の一部)
西 神 楽	緑が丘東地区	緑が丘東(緑が丘東5条2丁目の一部)
	西神楽地区瑞穂	西神楽1線9～11号、西神楽2・3線9～11号、西神楽4線9・10号(西神楽1～4線8号、西神楽1・2線12号、西神楽4線11号の一部)
	西神楽地区中央	西神楽北、西神楽南、西神楽南13・14号、西神楽1・2線13・14号、西神楽3線12～15号、西神楽4線12～14号(西神楽南15号、西神楽1・2線12号、西神楽1・2・4線15号、西神楽4線11号の一部)
	西神楽地区聖和	西神楽南16・17号、西神楽1～4線16～19号、西神楽5線18・19号(西神楽南15号、西神楽1・2・4線15号、西神楽3線20号の一部)
東 鷹 栖	西神楽地区千代ヶ岡	西神楽1線20～32号、西神楽2線20～34号、西神楽3線21～30号、西神楽4線20～22・26～30号、西神楽5線22号(西神楽3線20号の一部)
	東鷹栖中央地区	末広1・2条13～15丁目、末広東1条13～15丁目、東鷹栖1条1～4丁目、東鷹栖2・3条1～3丁目、東鷹栖4条1～5丁目、東鷹栖1・3線10・11号、東鷹栖2線11号、物流団地1・2条1丁目、東鷹栖4線11・12号、東鷹栖5・6線10・11号、東鷹栖7線10～12号、東鷹栖東1～3条1～6丁目(末広東2条13丁目、東鷹栖2条4丁目、東鷹栖5・6線12号の一部)
	東鷹栖東地区	東山、東鷹栖1・2条5・6丁目、東鷹栖3条4～6丁目、東鷹栖4条6丁目、東鷹栖1・2線14～19号、東鷹栖3線14～20号、東鷹栖4線13～21号、東鷹栖5・6線13～22号、東鷹栖7線18～20号、東鷹栖8線19号、東鷹栖東1線17～19号(東鷹栖2条4丁目、東鷹栖5・6線12号、東鷹栖7線13～17号、東鷹栖8線18号、東鷹栖9線19号の一部)
	東鷹栖西地区	東鷹栖8・9・11線13～17号、東鷹栖10線13～16号(東鷹栖7線13～17号、東鷹栖8・9・11線18号、東鷹栖10線17・18号の一部)
その他の地域	緑台、柏木、東鷹栖7線21号、東鷹栖8線20・21号、東鷹栖9線20～23号、東鷹栖10線19～23号、東鷹栖11線19～24号、東鷹栖12線18～25号、東鷹栖13・14線19～25号、東鷹栖15線20・21号(東鷹栖9線18・19号、東鷹栖10線17・18号、東鷹栖11線18号の一部)	

市民委員会・まちづくり推進協議会 配置図

